

## 企業認定基準

### 基準 1 対象組織のガバナンス体制

- (1) 対象組織が資格認証業務の運営に用いる方針や手続きは、対象組織が定めた資格認証基準と整合していること。また、全ての受験者を公平に扱うとともに、各種法令等を遵守すること。
- (2) 対象組織は、資格の付与、維持、更新、変更（スコープの拡大または縮小）、停止、剥奪に関する方針および手続きを定め、その妥当性を示すこと。
- (3) 対象組織は、資格の要件、評価法、可否の判定法を、その資格と関連する事項のみによって定めること。

### 基準 2 資格認証組織

- (1) 資格認証業務の実施体制は、その能力、公平性、一貫性について、対象組織内部および顧客の信頼を得られるように構成されていること。
- (2) 資格認証業務の実施責任者または資格認証業務の主要な担当者はスキル標準等のレベル 5相当以上の能力および実績を有すること。
- (3) 資格認証業務の実施体制は明文化されており、公平性を確保できるようになっていること。
- (4) 対象組織は、資格認証業務を継続的に実施するための十分な財務基盤を持つこと。
- (5) 対象組織は、資格認証プロセスや資格認証基準について、受験者、資格保持者等からの意見申し立て等に対する対応方針と対応手続きを定めていること。個別の意見には、公平に対応すること。
- (6) 対象組織は、資格認証業務を遂行するために必要な人材を、雇用または契約を通じて十分に確保していること。
- (7) 対象組織は、資格保持者を、専門能力に応じて適正に待遇することに努めていること。

### 基準 3 マネジメントシステム

- (1) 対象組織は明文化されたマネジメントシステムを持ち、適切に資格制度を運用すること。
- (2) 対象組織は、文書管理、内部監査、マネジメントレビューを実施しており、この中に継続的改善活動を含んでいること。
- (3) 対象組織は資格認証制度自体を検討するための仕組みを有していること。

### 基準 4 記録

- (1) 対象組織は、資格保持者に関する記録を保持する仕組みを持つこと。企業内資格制度の妥当性を示すために必要な根拠資料は、この仕組みを用いて記録すること。
- (2) 記録は個別に管理され、適切に廃棄されること。記録の保存期間は、法令等を遵守した上で、少なくとも資格更新サイクルより長いこと。

### 基準 5 機密保持

- (1) 資格認証業務を通じて得た情報は適切に管理し、法令等の定めがある場合を除き、関係者以外には開示しないこと。
- (2) 収集・記録した根拠資料の漏洩がないように適切に管理すること。

### 基準 6 知識とスキル

対象組織は、資格保持者に求める知識とスキルを資格毎に示し、資格認証の際にそれを評価する

必要がある。

- (1) 資格保持者に求める知識・スキルおよびレベルを示すこと。
- (2) 資格認証に用いる知識体系と共通キャリア・スキルフレームワークの知識体系の対応関係を示すこと。
- (3) 知識体系が共通キャリア・スキルフレームワークの知識体系に含まれない知識を含む場合は、それを示すこと。
- (4) 資格保持者に求めるスキルは、必要な知識や職種と整合しており、スキル標準等のレベル4相当以上であること。
- (5) 受験者が持つスキルの評価方法を定義し、資格に対応する職種・専門分野・レベルのスキル熟達度等に照らして、その妥当性を示すこと。

### **基準7 業務遂行能力（コンピテンシー）**

対象組織は、資格保持者に求める業務遂行能力を資格毎に示し、資格認証の際にそれを評価する必要がある。

- (1) 資格保持者に期待される業務遂行能力およびその達成方法を示すこと。
- (2) 資格保持者に求める業務遂行能力は、責任性においてITスキル標準等のレベル4相当以上であること。
- (3) 受験者が持つ業務遂行能力の評価方法を定義し、資格に対応する職種・専門分野・レベルの達成度指標等に照らして、その妥当性を示すこと。

### **基準8 倫理綱領と行動規範**

- (1) 対象組織は倫理綱領と行動規範を定め、資格保持者がそれを守るように定めていること。
- (2) 資格認証制度が定めた倫理綱領および行動規範と情報処理学会が定めた認定情報技術者倫理要綱・行動規範の基本原則が整合していること。
- (3) 対象組織は、倫理綱領や行動規範に違反した資格保持者に対する顧客等からのクレームを受け付け、それを審査する仕組みを持つこと。

### **基準9 資格の更新**

- (1) 資格の有効期限は3年以内であること。
- (2) 資格を更新するための要件およびその妥当性を示すこと。
- (3) 資格更新の際には、上記の要件の全てを満たすことを確認すること。

### **基準10 CPD（継続研鑽）**

- (1) 資格保持者に対するCPD要件を示すこと。なお、CPD要件は、CPD時間またはCPDポイントで定められていること。
- (2) CPD要件が満たされていることを確認する仕組みおよび、要件を満たさない資格保持者に対する措置を説明すること。
- (3) CPDの目的と認定情報処理技術者の責務に照らして上記のCPD要件の妥当性を示すこと。